

国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を
求める意見書

国においては、長引く景気低迷の中、平成20年9月のリーマンショック以降、
数次の経済対策を実施してきたところであり、各都道府県では、国の交付金を原
資に、地域経済の活性化等のための各種基金を造成しているところである。

本県においては、現在、20の基金を造成し、必要な事業を行っているところ
であるが、これらの基金のほとんどが平成23年度に、また、残る基金について
も26年度までに、設置期限を迎えることとなっている。

これらの基金を原資とする事業の中には、地域における雇用の維持・創出、妊
婦検診費用の助成、子宮頸がん予防ワクチン等の接種促進、私立高等学校の授業
料減免、民間団体等が行う子育て対策等の支援など、地域経済の活性化や雇用対
策はもとより、医療や福祉をはじめとする県民の暮らしの維持に必要な不可欠な取
組が多く見受けられるところである。

特に、自主財源が乏しく財政基盤の脆弱な本県においては、基金に代わる新た
な財源が確保できない場合には、これらの事業の継続が困難となり、県民生活に
大きな影響が生じることが懸念される場所である。

加えて、地域経済は依然として停滞を続けている中、最近の歴史的な円高や株
安の進行により、基金を原資として実施している事業については、さらに積極的
に展開していくことが求められる状況となってきた。

よって、国においては、これまでの国の経済対策で造成した基金の設置期限の
延長や増額、基金に代わる新たな財源の確保など、必要な財政措置を講ずるよう
強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様	
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫	様	
内	閣	総	理	大	野	田	佳	彦	様	
総	務	務	大	臣	川	端	達	夫	様	
財	務	務	大	臣	安	住		淳	様	
文	部	科	学	大	中	川	正	春	様	
厚	生	労	働	大	小	宮	山	洋	子	様
農	林	水	産	大	鹿	野	道	彦	様	
環	境		大	臣	細	野	豪	志	様	
内	閣	官	房	長	藤	村		修	様	
国家戦略・経済財政担当大臣				官	古	川	元	久	様	